

# 四日市臨海部産業活性化促進協議会規約

平成29年4月1日 改正

(名称)

第1条 この会議の名称を「四日市臨海部産業活性化促進協議会（以下「協議会」という。）」とする。

(目的)

第2条 石油・石油化学産業においては、国際的に業界再編が進む中、事業所の統廃合による合理化や機能分担による競争力の強化を図りつつあり、こうした動きの中で、四日市臨海部工業地帯の事業所では、生産機能の高度化・製品の高付加価値化に伴って生じた未利用地・遊休資産の解消及び有効活用が喫急の課題となっている。

三重県、四日市市、四日市港管理組合並びに地元産業界では、平成15年以来「技術集積活用型産業再生特区」構想により四日市臨海部工業地帯の再生と構造転換に取り組んできたが、当該構想による成果を踏まえ、今後は、上記未利用地等の有効活用を視野に入れながら、当該地域を国際的にも競争力を有する機能性化学産業の集積地として、周辺地域に立地する電気・電子、自動車産業等加工組立産業への能動的提案力を兼ね備えた高付加価値型・知識集約型産業へと転換を推し進めるとともに、これを牽引する研究開発機能の強化に取り組む。

(所掌事項)

第3条 協議会は次に掲げる事項を推進する。

- (1) 四日市臨海部工業地帯の未利用地、遊休資産の活用に関すること
- (2) 素材・部材産業の研究開発機能強化に関すること（優遇措置など支援策の検討、四日市港ポートセールスとの連携による外資系化学企業をはじめとする素材・部材産業の研究開発機能誘致等）
- (3) 人材育成に関すること
- (4) 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」の基本計画に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること

(組織構成)

第4条 協議会は、三重県、四日市市、四日市港管理組合、四日市商工会議所をもって構成する。

- 2 第1項に定める者の他、協議会の目的に賛同する法人もしくは団体の本協議会への入会を妨げない。
- 3 協議会の機能を高めるために、必要に応じて委員会を設けることが出来る。
- 4 委員会の構成員は協議会において協議し、別途定める。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名以内
  - (3) 監事 2名
- 2 役員は、構成団体の中から総会において選任する。
  - 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 補欠による役員の任期は、前任者の残存期間とする。
  - 5 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでの期間、その職務を行う。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、協議会の事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会は、年一回総会を開催するものとする。

- 2 総会は会長が召集し、会長もしくは会長の指名する者が議長となる。
- 3 総会には構成団体の代表もしくは代表の指名した者が出席するものとする。
- 4 協議会は、必要に応じて構成団体以外の者に会議への出席を求め、所掌事項等に係る意見・情報等を求めることができる。
- 5 協議会の意思決定は、多数決により行い、同数の場合は会長が決するものとする。

(総会の議決事項)

第8条 総会議決事項は次の各号とする。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改正
- (5) 解散
- (6) その他重要事項

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協議会の所掌事項等について、会長の諮問に応じる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事)

第10条 会長は、協議会の運営に必要な場合は、幹事を置くことができる。

(入会)

第 11 条 協議会に入会を希望する者は、会長に届け出て、その承認を受けるものとする。

(退会)

第 12 条 会員は、協議会を退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

(運営)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、四日市市商工課に事務局を置く。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。